公共交通の状況 <隠岐の島町の公共交通> 課題 公共交通と児童・生徒専用スクールバスの 運行経路や運行時間帯の重複 課題 公共交通でカバーしきれてい ない集落が存在 五箇診療所前 公共交通を利用しにくいエリア (バス停から離れている) 公共交通網 隠岐一畑交通 皆市公民館 町営バス デマンドタクシー ※デマンドタクシーは、通常のタクシーとは異なり、 決まった経路・時間帯で利用者の予約に応じて運 行する乗合交通 都万支所前 バス停またはフリー乗降区間から400m圏域 今津集会所 課題 役場の移転や地域住民の移動ニーズに対応 したバス路線の見直しが必要 <高校生の通学手段(H30年高校生アンケート調査)> <町の公共交通利用者予測> (万人) ※推計人口を基に年間バス利用者数の推移を算出 71,1% 家族による送迎 10 38.9% 徒歩 22.2% 自転車 8.9% 家族以外の送迎 10.1% 8.9% ※複数回答 路線バス・町営バス 12.4% 平成30年 令和2年 令和7年 令和12年 令和17年 1009 課題 ■登校時 (n=135) ■下校時 (n=141) 自家用車による送迎への過度な依存 将来的には公共交通利用者の減少が予想される その他の バスの運行経路(行き先)や乗り継ぎがわかりにくい 課題

これらの課題や隠岐の島町地域公共交通会議での議論を踏まえ、計画の 基本方針や目標を達成するために実施する事業(中面)を設定しました。

島外からの来訪者に対する情報提供不足

隠岐の島町地域公共交通計画 概要版 令和2年6月策定 発 行:隠岐の島町

公共交通の担い手(運転者)不足

【お問い合わせ先】 隠岐の島町地域振興課 TEL:08512-2-8570 FAX:08512-2-6005

隠岐の島町地域公共交通計画 -概要版-

隠岐の島町地域公共交通計画とは

将来に渡って地域の移動手段を維持・確保していくために、公共交通の将来像とそれを実現するための施策(事業)を示した、隠岐の島町公共交通の基本計画です。

計画の期間

令和2年度~令和6年度の5年間

計画の基本方針

日常生活を支える移動手段の確保

■ 通院や買い物、通勤・通学等の日常生活を支える公共交通を目指します。

<方針に対応する目標と事業>

【目標1】

誰もが安心して利用できる 生活交通の維持

【事業①】

誰もが安心して利用できる移動手段の提供

【事業②】

公共交通を将来に渡って残していくためのバス路線の効率化

住民や島外からの来訪者にとって利用しやすい公共交通の環境整備

■ 公共交通の利便性の向上を図り、公共交通を利用してもらうための環境づくりに努めます。

<方針に対応する目標と事業>

【目標2】

住民のニーズに対応した公共交通サービスの提供

【目標3】

観光需要に対応した公共交通 サービスの提供

【事業③】

公共交通の利便性を向上させる取り組みの推進

【事業④】

新たな公共交通サービスの提供

事業(5)

島民・観光客の双方にとってわかりやすい情報の提供

持続可能な交通体系に向けた取り組みの推進と意識の醸成

■ 公共交通に関する意識の醸成を図り、地域の移動手段を将来に渡って残していきます。

<方針に対応する目標と事業>

【目標4】

地域や他分野と連携した持続可能な交通体系の構築

【目標5】

公共交通や移動手段の確保に 対する地域住民の意識の醸成

【事業⑥】

持続可能な公共交通体系を目指す仕組みづくり

【事業⑦】

公共交通の担い手確保に向けた取り組みの推進

1

事業⑧】

利用促進策の実施

事業① 誰もが安心して利用できる移動手段の提供

<デマンドタクシーの区域運行化>

- ドアツードア型輸送(出発地から目的地までの輸送)の導入を検討
- デマンドタクシーの運行時間帯や運行範囲、運行日等を見直し

<地域住民が主体となった移動手段確保策の推進>

- 運行の効率化や利便性の向上等を目的に、住民組織やN PO法人が主体となった新たな移動手段の導入を検討
- 必要であれば効率性や利便性を向上させるため、ICT (情報通信技術)等の先進技術の活用も視野に入れる

新たな地域の交通を支える方法を検討

- →住民と交通事業者が協力・連携して地域の 移動を支えていく新たなモデルを構築
- ▶ 町営バスやデマンドタクシーの代わりに 地域全域でドアツードア型の交通を展開、 地域拠点(診療所等)までの移動手段を 確保
- ▶ 路線バス(隠岐一畑交通)は従来通り地域と地域を結ぶ形で運行

五箇支所前 水若酢神社前

実施スケジュール

■ 令和2年度から実施に向けた検討

(取組体制の構築等)を開始

▲五箇地域を対象した場合の例

事業② 公共交通を将来に渡って残していくためのバス路線の効率化

<町中心部を運行するバス路線の再開>

● 役場の庁舎移転と周辺道路の整備にあわせて、 町中心部を運行しているバス路線を再編



▲役場新庁舎のバス乗り場

実施スケジュール

- 令和3年度に再編案を検討
- 令和4年に再編を実施

<車両更新にあわせたバスの小型化>

● バス車両の更新にあわせて小型車両への移行を検討



▲路線バスの車両

<スクールバスを活用した移動手段の提供>

● バス路線や輸送の効率化を図るため、路線バス・町営バスとスクールバスの統合を検討

事業③ 公共交通の利便性を向上させる取り組みの推進

<路線の再編に合わせた運賃体系の見直し>

● 事業②のバス路線再編に合わせて、町中心部における路線バスの運賃を見直し

<定期船・高速船とバスの接続改善>

路線バスによる対応だけではなく、タクシーの相乗り利用、行政や宿泊施設等が所有している車両の活用等、 様々な選択肢から改善策を検討

<高校生の下校や部活に合わせた移動手段の提供>

● 夕方の時間において、バスの試験的な運行や路線バス以外の移動手段による対応を検討

事業④ 新たな公共交通サービスの提供

<新たな予約システム・決済方法、料金システムの導入>

- タクシーの予約・決済における、スマートフォン(配車アプリ等)の活用
- QRコード決済や均一運賃区間における電子マネー決済の導入、キャッシュレス化への対応

事業⑤ 島民・観光客の双方にとってわかりやすい情報の提供

<住民に対する情報提供>

- 公共交通を含め、移動に関する情報が一体となったハンドブックを作成
- 移動支援制度の活用方法等、町内の移動に関する情報提供を強化

実施スケジュール

実施スケジュール

■ 可能な取り組みから実施

実施スケジュール

■ 令和4年度のバス路線再編

に合わせた実施を検討

■ 可能な取り組みから実施

事業⑥ 持続可能な公共交通体系を目指す仕組みづくり

<地域と連携した公共交通を守る仕組みづくり>

● 利用促進の働きかけを目的に説明会や意見交換会を開催

<他分野(福祉部門等)や地域サロンとの連携>

- サロン等の集まりの場を活用し、高齢者向けのバスの乗り方 教室(乗車体験会)を開催
- 運転免許証返納者等に対する支援事業や、移動支援施策等について、福祉部門と連携した周知を実施

実施スケジュール

■ 可能な取り組みから実施



▲ 社会福祉協議会主催のサロンに合わせて 開催した乗車体験会(平成30年11月)

実施スケジュール

実施スケジュール

■ 可能な取り組みから実施

■ 可能な取り組みから実施

事業⑦ 公共交通の担い手確保に向けた取り組みの推進

<公共交通に対してのイメージアップ>

- バスやタクシーの人材(運転者)確保に向けたPRを支援
- 町のイベント等に合わせた子どもを対象にした乗車体験会の開催
- バスを身近に感じてもらうための定期的な情報発信(広報誌を通じたバス運転者の紹介など)

事業⑧ 利用促進策の実施

<公共交通利用の呼びかけ>

- 広報誌を活用した、定期的・継続的な情報発信
- 利用促進の強化期間や特定日を設ける等、利用 促進を強化

<公共交通利用のきっかけづくり>

- 商業施設や地域のイベントと連携した 利用促進策を検討
- 高校生を対象とした利用促進策を検討

